証券コード　6844

平成２５年６月１１日

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目２番１号

新電元工業株式會社

代表取締役社長　森川雅人

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年６月26日（水曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成25年６月27日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　埼玉県飯能市仲町11番21号
ホテル・ヘリテイジ飯能sta.　６階　ヘリテイジホール

３．目的事項

報告事項

１．第90期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第90期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

第５号議案　当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
（http://www.shindengen.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成24年４月１日から
平成25年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年末の新政権の発足以降、デフレ脱却に向け日銀が実施した積極的な金融緩和を背景に円安・株高が進行するなど、景気浮揚への期待が高まる一方で、欧州経済は依然として回復の兆しが見られないほか、中国をはじめとした近隣諸国の成長減速が鮮明になるなど先行き不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く環境は、産業機器市場や家電市場の低迷が続きましたが、一時、調整局面にあったアジア二輪車市場は下半期以降に回復基調を辿ったほか、自動車市場では国内の補助金効果や北米での需要復調を受けモビリティ分野が伸長いたしました。また、新エネルギー分野においては電力全量買取制度の開始により太陽光発電市場が急拡大するなど、堅調に推移いたしました。

このようななか、当連結会計年度の売上高は884億26百万円（前期比7.1%増）となりました。利益面におきましては、前期に発生したタイの洪水の影響が残ったほか、上半期を中心にアジア通貨安に推移したことなどから、営業利益は33億33百万円（前期比33.6%減）となりました。経常利益は下半期に入り対米ドルを中心に円安が進行し、為替差益が発生したことなどで33億17百万円（前期比10.3%減）、当期純利益はタイ洪水に伴う受取保険金を特別利益として計上した結果、40億９百万円（前期比166.8%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】
デバイス事業の売上高は293億４百万円(前期比5.3%減)、営業利益は27億14百万円(前期比38.9%減)となりました。
自動車市場においては、北米の需要復調やＨＶをはじめとした環境対応車の増加などを背景に小型面実装ダイオードが好調を持続しました。一方、家電市場においては、白物家電では底打ち感が見られるものの、デジタル家電での低迷が響きダイオードやパワーＩＣが減少したほか、産業機器市場においても企業の設備投資が低調に推移し大型の整流ダイオードが減少するなど、売上高、利益とも減少いたしました。

【モジュール事業】
モジュール事業の売上高は463億10百万円(前期比26.9%増)、営業利益は27億７百万円(前期比12.7%増)となりました。
アジア二輪車市場は、インドネシアの金融引き締め策やベトナムの景気減速を受け、上半期に調整局面を迎えたものの、その後の回復とＡＳＥＡＮ地域を中心に環境対応を睨んだＦＩシステム（電子制御燃料噴射システム）の導入が進んだことでＥＣＵ（電子制御ユニット）が増加、概ね堅調に推移しました。また、新エネルギー市場においては、電力全量買取制度が開始され投資が活発化した下半期以降に太陽光発電向けパワーコンディショナが急伸するなど、増収、増益となりました。

【システム事業】
システム事業の売上高は99億75百万円(前期比6.8%減)、営業利益は４億67百万円(前期比38.5%増)となりました。
国内通信市場においては、スマートフォンの普及やＬＴＥのエリア拡大に伴い、基幹系の整流器需要が増加したものの、基地局向けの電源需要が一巡していることなどにより減収となりました。一方、材料費低減やプロダクトミックスの改善などもあり営業利益は改善いたしました。

【その他】
売上高は28億36百万円（前期比36.0%減）、営業利益は29百万円（前期比93.7%減）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として、長期借入金110億円の資金調達を実施いたしました。増資または社債発行などによる資金調達は行っておりません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、64億35百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、生産設備の増強や合理化・維持更新投資によるものであります。

(2) 直前３連結会計年度の財産および損益の状況

区分＼期別		第87期 平成21年度	第88期 平成22年度	第89期 平成23年度	第90期 (当連結会計年度) 平成24年度
売上高	百万円	77,934	87,330	82,561	88,426
経常利益	百万円	4,801	6,099	3,699	3,317
当期純利益または当期純損失(△)	百万円	△ 443	4,575	1,502	4,009
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	円	△ 4.66	42.70	13.73	38.06
総資産	百万円	97,965	103,336	111,920	118,700
純資産	百万円	31,829	35,714	34,541	39,746

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社秋田新電元	490 百万円	100.0%	電気機器の製造
株式会社東根新電元	400 百万円	100.0	電気機器の製造
株式会社岡部新電元	100 百万円	100.0	電気機器の製造
新電元デバイス販売株式会社	100 百万円	100.0	電気機器の販売
新電元エンタープライズ株式会社	50 百万円	100.0	福利厚生サービス
株式会社新電元ロジステック	30 百万円	100.0	物流サービス
新電元スリーイー株式会社	25 百万円	100.0	電気機器の製造
新電元熊本テクノリサーチ株式会社	20 百万円	100.0	ソフトウェアサービス
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276 千ＵＳＤ	100.0	電気機器の製造
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000 千ＴＨＢ	100.0	電気機器の製造
シンデンゲン・ベトナムカンパニー・リミテッド	151,456 百万VND	100.0	電気機器の製造・販売
広州新電元電器有限公司	48,200 千ＣＮＹ	100.0	電気機器の製造・販売
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	65,724 百万ＩＤＲ	100.0	電気機器の製造・販売
新電元（上海）電器有限公司	33,153 千ＣＮＹ	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	102,000 千ＴＨＢ	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000 千ＵＳＤ	100.0	電気機器の販売
新電元（香港）有限公司	1,500 千ＨＫＤ	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・ユーケー・リミテッド	141 千ＥＵＲ	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	108 千ＵＳＤ	100.0	電気機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成25年度から平成27年度の３ヵ年を期間とする「第13次中期経営計画」を策定いたしました。顧客の隠れた需要まで追求し、新たな商品・サービスを提供する「需要創造」により、自ら成長市場を切り拓いていくことを企図し、スローガンは引き続き「ＣＲＥＡＴＥ　ＴＨＥ　ＦＵＴＵＲＥ」～次代の新電元を創造する～といたしました。

具体的施策といたしましては、これまで注力してまいりましたモビリティ市場に加え、再生可能エネルギーの普及に伴って成長が期待される「スマートコミュニティ」市場に対し、インバータやパワーモジュールなどキーテクノロジーを駆使した商品を提供し、さらなる事業拡大をめざしてまいります。また、新興国を中心とした海外事業では、各地の顧客ニーズに適した戦略商品の企画・開発と販売網の整備を進めるほか、現地の人材育成にも積極的に取り組むことによりグローバル市場での競争力を高めてまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行し事業転換を図ることで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成25年３月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、ＭＯＳＦＥＴ、省電力型電源用パワーＩＣ、高耐圧パワーＩＣ、ＤＣ－ＤＣコンバータＩＣ、パワーモジュール
モジュール	二輪車用レギュレータ／レクティファイア、二輪車用ＣＤＩ、発電機用インバータ、コージェネレーション制御ユニット、四輪車用ＤＣ／ＤＣコンバータユニット、ＤＣ／ＤＣコンバータ、ＬＥＤ照明用電源、太陽光発電用パワーコンディショナ
システム	通信局用電源装置、移動体基地局用電源、電力集中監視システム、インバータ、情報・産業機器用スイッチング電源
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場（平成25年３月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区大手町二丁目２番１号
	国内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 飯能工場（埼玉県飯能市）
	海外	ソウル営業所（大韓民国） バンコク事務所（タイ王国）
子会社	国内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元デバイス販売株式会社（東京都千代田区） 新電元エンタープライズ株式会社（埼玉県飯能市） 株式会社新電元ロジステック（埼玉県飯能市） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元熊本テクノリサーチ株式会社（熊本県菊池郡菊陽町）
	海外	シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） 新電元（上海）電器有限公司（中華人民共和国） ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム社会主義共和国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユーケー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）

(7) 使用人の状況（平成25年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,235名	202名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
938名	２名減	40.15歳	15.70年

(8) 主要な借入先の状況（平成25年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,857百万円
株式会社三井住友銀行	8,128
株式会社埼玉りそな銀行	6,177
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,660

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

１．非連結子会社であったシンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッドおよび新電元（上海）電器有限公司を連結の範囲に含めております。

２．シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド（非連結子会社）を設立しております。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年３月31日現在）

①	発行可能株式総数	普通株式	310,000,000株
		Ａ種優先株式	50,000,000株
		Ｂ種優先株式	50,000,000株
②	発行済株式の総数	普通株式	103,388,848株
		Ａ種優先株式	5,681,000株
		Ｂ種優先株式	－
③	株主数	普通株式	8,206名
		Ａ種優先株式	５名
		Ｂ種優先株式	－

④ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況			
	持株数			持株比率
	普通株式	Ａ種優先株式	合計	
本田技研工業株式会社	13,363千株	－千株	13,363千株	12.29%
中央不動産株式会社	11,618	909	12,527	11.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,890	－	4,890	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,687	－	4,687	4.31
東京センチュリーリース株式会社	500	3,250	3,750	3.45
株式会社損害保険ジャパン	3,689	－	3,689	3.39
資産管理サービス信託銀行株式会社（みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口）	3,389	－	3,389	3.12
朝日生命保険相互会社	3,255	－	3,255	2.99
新電元工業協力会社持株会	2,234	－	2,234	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,222	－	2,222	2.04

（注） 持株比率は自己株式（普通株式339,982株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年３月31日現在）
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成25年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森川 雅人	
取締役（常務執行役員）	小山 三千生	営業管掌 兼 資材・物流担当
取締役（常務執行役員）	川目 興	生産管掌 兼 品質管理・知的財産担当
取締役（常務執行役員）	小笠原 政教	工場長 兼 パワーシステム事業管掌 兼 工場管理・環境管理・磁性部品担当
取締役（上席執行役員）	荒幡 義光	経理・内部監査担当
取締役（執行役員）	鈴木 吉憲	海外販売・共通販売担当
取締役（執行役員）	根岸 康美	経営企画室長 兼 人事・総務・人材開発担当
常勤監査役	横瀬 是秀	
監査役	内藤 秀彦	中央不動産株式会社 代表取締役会長
監査役	三宅 雄一郎	弁護士

（注）１．監査役内藤秀彦および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
２．当社は、監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．常勤監査役横瀬是秀氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．平成25年４月１日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
・取締役鈴木吉憲氏は海外販売・共通販売担当から営業本部長に就任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	人　　員	報酬等の総額
取　締　役	8名	75百万円
監　査　役	3	37
合　　計	11	112

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成元年３月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第70回定時株主総会において月額６百万円以内と決議いただいております。
４．当事業年度末現在の取締役は７名、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成24年６月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれているためであります。
５．上記のうち、社外役員（社外監査役）に対する報酬等の総額は２名14百万円であります。
６．平成20年６月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
・取締役　１名　65百万円
・監査役　１名　６百万円（うち社外監査役　１名　６百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ．他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役内藤秀彦氏は、中央不動産株式会社の代表取締役会長を兼務しております。中央不動産株式会社は当社の大株主であります。

ロ．他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

取締役会は13回開催され、監査役内藤秀彦氏が11回、監査役三宅雄一郎氏が12回出席し、それぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は14回開催され、監査役内藤秀彦氏が12回、監査役三宅雄一郎氏が13回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

名　　称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	54百万円	57百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2．当社は、新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。

3．当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、平成18年５月12日の取締役会にて決議いたしました。その後、平成21年３月13日の取締役会において、以下のとおり改定しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

１）取締役および使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。

２）取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。

３）執行役員制度により、取締役の職務執行（意思決定・監督）機能と執行役員の職務執行（業務執行）機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。

４）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

５）内部監査部により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。

６）通報者を保護した内部通報制度（企業倫理ホットライン／社内および社外の相談窓口）により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査および再発防止の徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書または電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

1）会社における個々の損失の危険（環境、災害、品質、輸出管理等のリスク）については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防および事後対応策の検討ならびに実行、教育、監査等の活動を行います。

2）個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。

3）内部監査部により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

1）取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。

2）執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定および監督機能に注力します。

3）達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。

⑤　当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

1）企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。

2）子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門および各種委員会を通じて子会社と一体となった運営を行います。

3）各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。

4）監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。

5）企業集団としての内部通報制度（企業倫理ホットライン）により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課および人事異動については監査役監査基準（規定）の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況（守秘義務に配慮）、予め監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

1）代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。

２）監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
３）監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
１）市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
２）総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

①　会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者及び当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務及び事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1）中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成25年度から平成27年度の３ヵ年を期間とする「第13次中期経営計画」を策定いたしました。顧客の隠れた需要まで追求し、新たな商品・サービスを提供する「需要創造」により、自ら成長市場を切り拓いていくことを企図し、スローガンは引き続き「ＣＲＥＡＴＥ　ＴＨＥ　ＦＵＴＵＲＥ」～次代の新電元を創造する～といたしました。

具体的施策といたしましては、これまで注力してまいりましたモビリティ市場に加え、再生可能エネルギーの普及に伴って成長が期待される「スマートコミュニティ」市場に対し、インバータやパワーモジュールなどキーテクノロジーを駆使した商品を提供し、さらなる事業拡大をめざしてまいります。また、新興国を中心とした海外事業では、各地の顧客ニーズに適した戦略商品の企画・開発と販売網の整備を進めるほか、現地の人材育成にも積極的に取り組むことによりグローバル市場での競争力を高めてまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行し事業転換を図ることで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいる所存であります。

2）不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成19年５月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、平成19年６月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した４類型および高圧的２段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本方針は、平成25年６月27日開催予定の当社第89回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において期限を迎えることになりますが、本総会において株主の皆様の承認をいただけることを条件に、同一の内容で継続する予定でおります。

本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（http://www.shindengen.co.jp/ir/）に掲載しております。

連結貸借対照表

（平成25年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	118,700	（負債の部）	78,954
流動資産	79,635	流動負債	28,938
現金及び預金	34,193	支払手形及び買掛金	18,596
受取手形及び売掛金	20,816	短期借入金	5,939
有価証券	3,500	１年内償還予定の社債	400
商品及び製品	6,125	リース債務	634
仕掛品	3,386	未払法人税等	15
原材料及び貯蔵品	9,101	賞与引当金	707
繰延税金資産	471	その他	2,645
その他	2,062	固定負債	50,015
貸倒引当金	△21	社債	6,200
固定資産	39,065	長期借入金	31,752
有形固定資産	23,080	リース債務	712
建物及び構築物	8,396	繰延税金負債	942
機械装置及び運搬具	6,906	退職給付引当金	10,177
土地	4,839	役員退職慰労引当金	6
リース資産	1,093	資産除去債務	145
建設仮勘定	686	その他	78
その他	1,157	（純資産の部）	39,746
無形固定資産	930	株主資本	39,371
のれん	156	資本金	17,823
ソフトウエア	464	資本剰余金	9,009
リース資産	70	利益剰余金	12,652
その他	239	自己株式	△114
投資その他の資産	15,054	その他の包括利益累計額	375
投資有価証券	13,160	その他有価証券評価差額金	1,713
繰延税金資産	1,346	為替換算調整勘定	△1,338
その他	596		
貸倒引当金	△49		
資産合計	118,700	負債及び純資産合計	118,700

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成24年４月１日
至　平成25年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**88,426**
売上原価		**74,229**
売上総利益金額		**14,197**
販売費及び一般管理費		10,864
営業利益金額		**3,333**
営業外収益		
受取利息	88	
受取配当金	219	
雑収益	1,548	1,855
営業外費用		
支払利息	771	
雑損失	1,099	1,871
経常利益金額		**3,317**
特別利益		
受取保険金	1,133	1,133
特別損失		
投資有価証券評価損	22	
減損損失	7	30
税金等調整前当期純利益金額		**4,421**
法人税、住民税及び事業税	887	
法人税等還付税額	△244	
法人税等調整額	△231	411
少数株主損益調整前当期純利益金額		**4,009**
当期純利益金額		**4,009**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成24年４月１日
至　平成25年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,823	9,009	9,182	△112	35,902
当期変動額					
剰余金の配当			△448		△448
当期純利益金額			4,009		4,009
連結子会社増加に伴う減少高			△91		△91
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			3,470	△1	3,468
当期末残高	17,823	9,009	12,652	△114	39,371

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	713	△2,074	△1,361	34,541
当期変動額				
剰余金の配当				△448
当期純利益金額				4,009
連結子会社増加に伴う減少高				△91
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	999	736	1,736	1,736
当期変動額合計	999	736	1,736	5,204
当期末残高	1,713	△1,338	375	39,746

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数 …… 19社

主要な連結子会社の名称 …… ㈱秋田新電元
㈱東根新電元
㈱岡部新電元
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド

なお、シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド及び新電元（上海）電器有限公司は、前連結会計年度までは非連結子会社でありましたが、連結計算書類に及ぼす影響が重要となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称 … シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド

連結の範囲から除いた理由 … 非連結子会社２社は、いずれも小規模会社で、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の数

関連会社の数…… ２社

主要な関連会社の名称…… 新電元メカトロニクス㈱

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社 …… シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド

持分法を適用しない理由 …… 持分法非適用会社２社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(3) 会計処理基準に関する事項

［重要な資産の評価基準及び評価方法］

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …… 時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社 …… 主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

在外連結子会社 …… 主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

［重要な減価償却資産の減価償却の方法］

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、一部在外連結子会社は定額法を採用しております。耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による、当連結会計年度の営業利益金額、経常利益金額及び税金等調整前当期純利益金額への影響は軽微であります。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

［重要な引当金の計上基準］

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づき必要額を計上しております。

［その他連結計算書類の作成のための重要な事項］

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 金利スワップ取引

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

ヘッジ方針

有利子負債の将来の市場金利の変動による損失を軽減する目的で金利スワップ取引を利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法については、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法を採用しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額　76,834百万円

(2) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務　134百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　普通株式　103,388千株

A種優先株式　5,681千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

（決　　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年６月28日定時株主総会	普通株式	360百万円	利益剰余金	３円50銭	平成24年３月31日	平成24年６月29日
	Ａ種優先株式	87百万円	利益剰余金	15円40銭	平成24年３月31日	平成24年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決　　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年６月27日定時株主総会	普通株式	360百万円	利益剰余金	３円50銭	平成25年３月31日	平成25年６月28日
	Ａ種優先株式	87百万円	利益剰余金	15円40銭	平成25年３月31日	平成25年６月28日

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。資金運用は、一時的な余資を、安全性の高い短期の金融資産にて運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金による運用を行っておりますが、格付けの高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に業務上関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替相場の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金、社債、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後7年内であります。このうち一部は市場の金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替相場変動リスクを回避、軽減することを目的として、為替予約取引などを利用しております。また、借入金に係る将来の市場金利変動リスクを回避、軽減することを目的として、金利スワップ取引を利用しております。為替予約取引は、為替相場の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引は、市場の金利変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などについては、前述の「［その他連結計算書類の作成のための重要な事項］①重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行などに係るリスク）の管理

当社は、営業債権管理規則に従い、営業債権について、営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、営業債権管理規則に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

・市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、デリバティブ管理規定のなかで基本方針、実行手続、取引限度額などが定められており、これに基づき、取引の実行、管理は経理部門で行っております。また、四半期ごとに取締役会にて当該取引の状況報告を行っております。連結子会社についても、デリバティブ管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して適宜保有状況の見直しを行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額などについては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
(1) 現金及び預金	34,193	34,193	－
(2) 受取手形及び売掛金	20,816	20,816	－
(3) 有価証券	3,500	3,500	－
(4) 投資有価証券	10,551	10,551	－
資産計	69,061	69,061	－
(1) 支払手形及び買掛金	18,596	18,596	－
(2) 短期借入金	5,939	5,939	－
(3) １年内償還予定の社債	400	400	－
(4) リース債務（流動負債）	634	634	－
(5) 未払法人税等	15	15	－
(6) 社債	6,200	6,301	101
(7) 長期借入金	31,752	31,970	218
(8) リース債務（固定負債）	712	677	△35
負債計	64,250	64,535	284
デリバティブ取引（＊）	(56)	(56)	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)有価証券

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらはその他有価証券として保有する株式からなり、当該株式の時価は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)１年内償還予定の社債、(4)リース債務(流動負債)、(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債、(8)リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、為替予約取引については先物為替相場に、通貨オプション取引については取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額2,608百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額 …… 372円73銭

(2) １株当たり当期純利益金額 …… 38円 6銭

7．重要な後発事象

（タイ王国の洪水被害に係る保険金について）

平成23年10月に発生したタイ王国の洪水で被災した資産の被害については、損害保険が付されております。シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッドは、保険金約451百万円（141百万バーツ）の受取りについて平成25年４月に保険会社と合意しており、平成26年３月期第２四半期連結会計期間の特別利益に計上予定であります。なお、当該洪水に係る保険金の受取りは、今回の合意額をもって最終となります。

8．その他の注記

（減損損失に関する注記）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
モジュール 製造設備	機械装置及び運搬具等	埼玉県飯能市等	7

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

製造設備については、当連結会計年度において、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額（百万円）
その他（有形固定資産）	6
機械装置及び運搬具	1
合計	7

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分を基礎とし、製造工程の類似性等によるキャッシュ・フローの相互補完性を加味して資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

製造設備の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。使用価値の算定にあたっては、割引率として4.65％を用いております。

貸　借　対　照　表

（平成25年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）	109,724	（負　債　の　部）	75,866
流　動　資　産	**81,186**	**流　動　負　債**	**29,664**
現金及び預金	27,589	支払手形	489
受取手形	498	買掛金	12,572
電子記録債権	125	短期借入金	5,908
売掛金	28,934	１年内償還予定の社債	400
有価証券	3,500	未払金	1,893
製品	4,008	未払法人税等	264
半製品	532	未払費用	576
材料	3,602	前受金	33
仕掛品	242	預り金	6,579
前払費用	53	設備関係支払手形	126
関係会社短期貸付金	5,616	賞与引当金	407
未収入金	5,224	リース債務	407
未収消費税等	1,211	その他	4
その他	64	**固　定　負　債**	**46,202**
貸倒引当金	△16	社債	6,200
固　定　資　産	**28,537**	長期借入金	31,752
有形固定資産	**8,748**	退職給付引当金	6,690
建物	2,563	資産除去債務	69
構築物	208	繰延税金負債	941
機械及び装置	1,455	リース債務	476
車両運搬具	0	その他	71
工具器具備品	289	（純　資　産　の　部）	33,857
土地	2,965	**株　主　資　本**	**32,140**
リース資産	689	**資　本　金**	**17,823**
建設仮勘定	576	**資本剰余金**	**9,009**
無形固定資産	**717**	資本準備金	6,031
のれん	156	その他資本剰余金	2,978
電話加入権	20	**利益剰余金**	**5,421**
ソフトウエア	451	その他利益剰余金	5,421
リース資産	53	繰越利益剰余金	5,421
その他	36	**自己株式**	**△114**
投資その他の資産	**19,070**	**評価・換算差額等**	**1,716**
投資有価証券	10,618	**その他有価証券評価差額金**	**1,716**
関係会社株式	6,105		
関係会社出資金	1,688		
長期貸付金	0		
関係会社長期貸付金	282		
長期前払費用	38		
その他	376		
貸倒引当金	△40		
資　産　合　計	109,724	負債及び純資産合計	109,724

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成24年４月１日
至　平成25年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**80,964**
売上原価		**71,511**
売上総利益金額		**9,453**
販売費及び一般管理費		7,996
営業利益金額		**1,456**
営業外収益		
受取利息及び配当金	906	
雑収益	1,815	2,722
営業外費用		
支払利息	802	
雑損失	1,005	1,808
経常利益金額		**2,371**
特別損失		
減損損失	97	
投資有価証券評価損	21	119
税引前当期純利益金額		**2,251**
法人税、住民税及び事業税	320	
法人税等還付税額	△244	
法人税等調整額	4	80
当期純利益金額		**2,171**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成24年４月１日
至　平成25年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,823	6,031	2,978	9,009	3,698	3,698	△112	30,419
当期変動額								
剰余金の配当					△448	△448		△448
当期純利益金額					2,171	2,171		2,171
自己株式の取得							△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計					1,723	1,723	△1	1,721
当期末残高	17,823	6,031	2,978	9,009	5,421	5,421	△114	32,140

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	716	31,135
当期変動額		
剰余金の配当		△448
当期純利益金額		2,171
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,000	1,000
当期変動額合計	1,000	2,721
当期末残高	1,716	33,857

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 原価法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …… 時価法

③ たな卸資産

半製品、材料 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

製品、仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

ただし、システム部門の一部は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

耐用年数は法人税法に規定する耐用年数を採用しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による、当事業年度の営業利益金額、経常利益金額及び税引前当期純利益金額への影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法については、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法を採用しております。

２．貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額		26,300百万円
(2) 関係会社等の金融機関からの借入に対する保証債務		166百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権		20,613百万円
関係会社に対する短期金銭債務		12,743百万円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	37,893百万円
(2) 関係会社からの仕入高	46,824百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	3,480百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数	普通株式	103,388千株
	Ａ種優先株式	5,681千株
(2) 自己株式の数	普通株式	339千株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因 …… その他有価証券評価差額金

6．関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注１）	科目	期末残高
子会社	㈱秋田新電元	100%	当社製品の製造等	仕入	13,405	買掛金	1,147
				資金の貸付	5,670	短期貸付金	1,455
				〃	－	長期貸付金	110
				有償支給	2,713	未収入金	264
子会社	㈱東根新電元	100%	当社製品の製造等	仕入	5,479	買掛金	449
				資金の貸付	645	短期貸付金	3,345
				〃	－	長期貸付金	60
				債務保証（注２）	32	－	－
子会社	㈱岡部新電元	100%	当社製品の製造等	仕入	19,971	買掛金	1,853
				資金の預り	2,839	預り金	6,215
子会社	新電元デバイス販売㈱	100%	当社製品の販売等	売上	2,626	売掛金	896
子会社	シンデンゲン（タイランド）・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	4,533	売掛金	2,718
				有償支給	349	未収入金	383
子会社	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	仕入	8,444	買掛金	948
				有償支給	3,376	未収入金	1,308
子会社	広州新電元電器有限公司	100%	当社製品の製造・販売等	有償支給	1,884	未収入金	1,065
子会社	ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	100%	当社製品の製造・販売等	売上	9,662	売掛金	2,909
				ロイヤリティ	373	未収入金	118
子会社	シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	3,803	売掛金	3,051
子会社	シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	100%	当社製品の販売等	売上	1,357	売掛金	568
子会社	新電元（香港）有限公司	100%	当社製品の販売等	売上	5,782	売掛金	2,329
関連会社	新電元メカトロニクス㈱	47.5%	当社製品の製造・販売等	売上	1,940	売掛金	795
関連会社	ナピーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッド	22.57%	当社製品の製造・販売等	売上	5,136	売掛金	1,087

取引条件及び取引条件の決定方針

（注１）　市場価格等を勘案して一般の取引の条件と同様に決定しております。

（注２）　銀行借入に係る債務保証を行っております。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額 …… 315円58銭

(2) １株当たり当期純利益金額 …… 20円22銭

８．その他の注記

（減損損失に関する注記）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
モジュール 製造設備	工具器具備品等	埼玉県飯能市等	7
遊休資産	土地	山梨県甲府市	90

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

製造設備については、当事業年度において、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。遊休資産については時価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額（百万円）
工具器具備品	6
機械及び装置	1
土地	90
合計	97

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、管理会計上の区分を基礎とし、製造工程の類似性等によるキャッシュ・フローの相互補完性を加味して資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

製造設備の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。使用価値の算定にあたっては、割引率として4.65%を用いております。

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、時価の算定にあたっては、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産税評価額等を勘案した結果、固定資産税評価額に合理的な調整を加えた金額を使用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年５月20日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　口　　潤　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　唐　澤　正　幸　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年５月20日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　口　　潤　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　唐　澤　正　幸　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年５月27日

新電元工業株式会社　監査役会

常勤監査役　横　瀬　是　秀　㊞

監　査　役　内　藤　秀　彦　㊞

監　査　役　三　宅　雄一郎　㊞

（注）監査役内藤秀彦及び監査役三宅雄一郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき　　金３円50銭　総額360,671,031円
当社Ａ種優先株式１株につき　金15円40銭　総額87,487,400円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年６月28日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	もり　かわ　まさ　と 森　川　雅　人 （昭和23年３月24日）	昭和45年４月　当社入社 平成10年６月　取締役 平成14年４月　電子デバイス事業本部長 平成16年４月　パワーシステム事業本部長兼資材・変成器統括センター担当 平成17年６月　常務取締役 平成18年６月　常務取締役兼常務執行役員 平成20年４月　パワーシステム事業本部長兼資材担当 平成21年２月　技術・生産・資材管掌 平成22年６月　代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 82,570株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	おがさわら　まさ　のり 小笠原　政　教 （昭和26年５月17日）	昭和49年４月　日本電信電話公社入社 平成14年４月　㈱エヌ・ティ・ティ・ファシリティーズ東海支店長 平成16年４月　同社エネルギー事業本部長 平成16年６月　同社取締役 平成18年６月　当社入社理事 平成18年６月　上席執行役員 平成18年６月　パワーシステム事業本部副本部長 平成21年２月　パワーシステム事業本部長兼資材担当 平成22年６月　常務執行役員(現在に至る) 平成24年６月　取締役(現在に至る) 工場長兼パワーシステム事業管掌兼工場管理・環境管理担当（現在に至る） 平成24年10月　磁性部品担当(現在に至る)	普通株式 32,576株
3	あら　はた　よし　みつ 荒　幡　義　光 （昭和29年12月28日）	昭和53年４月　㈱第一勧業銀行入行 平成15年９月　㈱みずほコーポレート銀行ロスアンゼルス支店長 平成18年３月　同行執行役員営業第十一部長 平成20年５月　当社入社理事 平成20年６月　取締役（現在に至る）兼執行役員 経理・総務・内部監査担当 平成22年６月　上席執行役員（現在に至る） 平成24年６月　経理・内部監査担当（現在に至る）	普通株式 24,457株
4	すず　き　よし　のり 鈴　木　吉　憲 （昭和32年５月21日）	昭和57年４月　当社入社 平成11年４月　電子デバイス事業本部半導体事業部デバイス海外営業部長 平成14年４月　電子デバイス事業本部販売事業部営業企画部長 平成17年４月　営業本部共通販売統括室大阪支店長 平成19年４月　電子デバイス事業本部電子デバイス販売事業部長 平成20年６月　執行役員（現在に至る） 電子デバイス事業本部副本部長 平成21年２月　経営企画室長 平成21年６月　取締役（現在に至る） 平成24年６月　海外販売・共通販売担当 平成25年４月　営業本部長（現在に至る）	普通株式 25,457株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	ねぎし　やすみ 根岸　康美 （昭和33年10月８日）	昭和57年４月　当社入社 平成16年11月　経理部長 平成21年２月　人事部長 平成24年４月　人事担当取締役付 平成24年６月　取締役兼執行役員（現在に至る） 経営企画室長兼人事・総務・研修センター担当 平成24年10月　経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当（現在に至る）	普通株式 11,237株
6 ※	ほりぐち　けんじ 堀口　健治 （昭和34年11月16日）	昭和58年４月　当社入社 平成12年４月　機能デバイス事業本部機能デバイス事業部デバイス設計部長 平成15年10月　機能デバイス事業本部機能デバイス事業部副事業部長 平成17年４月　電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長 平成20年４月　技術開発本部ＩＣ開発センター長 平成21年２月　技術開発センター副センター長 平成22年６月　執行役員就任（現在に至る） ㈱東根新電元代表取締役社長（現在に至る） 平成24年６月　ＳＰＩＳプロジェクト担当	普通株式 11,718株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役　内藤秀彦氏が辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
おきもとたかし 沖本隆史 （昭和25年11月14日）	昭和48年４月　㈱第一勧業銀行入行 平成13年６月　同行執行役員 平成14年４月　㈱みずほコーポレート銀行執行役員 平成14年10月　同行常務執行役員 平成17年４月　同行取締役副頭取（代表取締役） 平成19年４月　㈱オリエントコーポレーション顧問 平成19年６月　同社代表取締役会長兼会長執行役員 平成23年６月　清和綜合建物㈱会長 平成24年６月　中央不動産㈱　代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 0株

（注）１．沖本隆史氏は、新任の監査役候補者であります。
２．沖本隆史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．沖本隆史氏は、社外監査役候補者であります。
４．社外監査役候補者の選任理由
沖本隆史氏は、金融機関における長年の経験があり、また経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
くぼたときたか 久保田辰敬 （昭和39年２月22日）	昭和61年４月　当社入社 平成21年２月　経理部長（現在に至る）	普通株式 4,815株

（注）候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第５号議案　当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成19年6月28日開催の当社第83回定時株主総会において、株主の皆様の承認をいただき、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「原プラン」といいます。）を導入いたしました。

その後、当社は、情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進め、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容を一部変更しております。

本方針の有効期限は、平成25年3月期の定時株主総会終結の時までとされていますが、平成25年５月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様による承認が得られることを条件に、本方針を同一の内容にて、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本プランにつきまして、当社社外監査役2名を含む監査役3名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、現時点において、大量買付行為に関する提案はなく、大量買付行為にかかる具体的な脅威が生じているという状況にはございません。

１．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取り組みについて

（１）当社の経営理念について

当社は、「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」を経営理念とし、「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」を企業ミッションに掲げております。これは、当社の主力事業でありますパワー半導体や電源回路製品において、変換効率をはじめとする環境性能に主軸をおいた商品開発を行い、低炭素社会の実現に貢献していくことを意味しております。

当社は、昭和24年の創立以来60年余にわたり、コア技術である半導体技術・回路技術・実装技術を磨き上げ、それらを高次に融合させることにより、「パワーエレクトロニクス」の専業メーカーとして、発展を遂げてまいりました。これからも企業ミッションの下に、新たな成長戦略を展開し、継続的な事業発展をめざしてまいります。

（２）中期経営計画について

当社グループは、平成25年度から平成27年度の３ヵ年を期間とする「第13次中期経営計画」を策定いたしました。顧客の隠れた需要まで追求し、新たな商品・サービスを提供する「需要創造」により、自ら成長市場を切り拓いていくことを企図し、スローガンは引き続き「ＣＲＥＡＴＥ　ＴＨＥ　ＦＵＴＵＲＥ」～次代の新電元を創造する～といたしました。

具体的施策といたしましては、これまで注力してまいりましたモビリティ市場に加え、再生可能エネルギーの普及に伴って成長が期待される「スマートコミュニティ」市場に対し、インバータやパワーモジュールなどキーテクノロジーを駆使した商品を提供し、さらなる事業拡大をめざしてまいります。また、新興国を中心とした海外事業では、各地の顧客ニーズに適した戦略商品の企画・開発と販売網の整備を進めるほか、現地の人材育成にも積極的に取り組むことによりグローバル市場での競争力を高めてまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行し事業転換を図ることで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいる所存であります。

２．本プラン継続の目的と必要性

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者から大量買付行為が為された場合、これを受け入れるかどうかの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付行為が行われようとする場合に、当社株主の皆様が大量買付行為を受入れるかどうかの判断を適切に行うためには、株主の皆様に当該大量買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断の資料とするために、大量買付者に対して当社取締役会への大量買付行為に関する情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考え、本定時株主総会において株主の皆様に承認いただけることを条件として、本プランの継続を決議しました。

３．大量買付ルールの内容

(a) 対象となる買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。大量買付者は、予め本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従うこととします。

注１：特定株主グループとは、

（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注２：議決権割合とは、

（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、または同法第27条の2第1項のいずれかに規定する株券等を意味します。

(b) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜期間を定めて追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます。）

② 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の可能性を含みます。）

③ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
④ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑤ 大量買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
⑥ 大量買付行為後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(c) 大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による検討作業

大量買付者から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます）の提供が十分に為されたと当社取締役会が認めた場合、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を当社取締役会は設定します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された情報・資料等に基づき、取締役会としての意見をとりまとめるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討を行います。

大量買付者は、取締役会検討期間中、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、大量買付者は、取締役会検討期間が終了するまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。

また、当社取締役会は本必要情報の検討ならびに大量買付者との協議および交渉に際して、必要に応じ、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得るものとします。

なお、当初の取締役会検討期間終了時までに、対抗措置の発動または不発動の決定に至らない場合には、当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為の内容の検討、当該大量買付者との協議・交渉・代替案の検討等のために合理的に必要と考える範囲内で、取締役会検討期間を最大30日間延長する旨の決議を行うことができるものとし、その場合は、その旨、延長する期間および延長理由の概要について速やかに開示するものとします。取締役会検討期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集および検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動または不発動の決定を行うよう最大限努めるものとします。

② 株主およびステークホルダーに対する情報開示

当社取締役会は、大量買付者から大量買付行為の提案が為された事実とその概要および本必要情報の概要その他の状況のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

４．大量買付行為が為された場合の対応

（１）大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が３．（b）に定める大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会は、仮に大量買付行為に反対であったとしても、大量買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として本プランの対象となる大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大量買付行為の提案および当社が提示する当該提案に対する意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（注４）であると当社取締役会が判断した場合には、取締役会の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

注４：当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為とは

①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行う行為

③当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

⑤強圧的二段階買付（最初の大量買付行為で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の大量買付行為の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、最初の大量買付行為を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合

上記のとおり、例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合に、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、検討することとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件、取得条項および取得条件等を設けることがあります。

（2）株主意思確認総会の開催

上記（1）において、当社取締役会が大量買付ルールによる対抗措置の発動が適切であると判断する場合、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の期間で株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様に承認を求めるものとします。この場合には、大量買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大量買付行為を行ってはならないものとします。なお、当該株主総会において大量買付ルールによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大量買付行為に対しては大量買付ルールによる対抗措置の発動は行われません。

（3）大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

（4）対抗措置の発動を中止する場合

上記（1）、（2）、（3）において対抗措置をとることを決定した後、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行うことができるものとします。

5．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様から承認が得られた同日に発効するものとし、有効期間は平成28年6月開催予定の定時株主総会終結時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは

当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

６．本プランの合理性

（１）買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

（２）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、当社の株券等に対する大量買付行為が為された際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

（３）株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることにより発効することとしています。また、上記４．「大量買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、当社取締役会が対抗措置の発動が適切であると判断した場合、当社取締役会は株主意思確認総会を開

催し、対抗措置の発動について、株主の皆様の承認を求めるものとしています。

さらに、本プランの継続後、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議が為された場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになります。

したがいまして、本プランの導入、対抗措置発動、廃止および変更には、当社株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

（4）合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記４．「大量買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、例外的に発動する際には株主意思確認総会を開催して株主の皆様の承認を求めるものとしているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

（5）第三者専門家の意見の取得

４．（1）にて記載したとおり、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断が必要な場合は、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性をより強く担保する仕組みとしております。

（6）デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記５．「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

７．株主および投資家の皆様への影響

（１）本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、広義には、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。なお、狭義には、本プラン継続時において、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

上記４．「大量買付行為が為された場合の対応」において述べたように、大量買付者が本プランを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

（２）対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記４．に記載した対抗措置をとることがありますが、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、および明らかに企業価値ひいては当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議を行うことがあります。その場合、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記（３）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」（b）において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経られなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式

が希釈化することになります。ただし、当社は、下記（３）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」（c）に記載する手続により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記４．（４）「対抗措置の発動を中止する場合」に記載する通り、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止または新株予約権の無償取得を行うことがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、その価格の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

（３）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(a) 割当期日における手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。なお、株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50％相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社普

通株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様に交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社所定の書式により、ご自身が大量買付者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を内容とする書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以　上

別紙１

新株予約権無償割当ての要項

Ⅰ．新株予約権無償割当てに関する事項の決定

（１） 新株予約権の内容および数

株主に割当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」といいます）の内容は下記Ⅱ．に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済み株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。以下同じ）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

（２） 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式１株につき新株予約権１個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

（３） 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

Ⅱ．新株予約権の内容

（１） 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、１株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

② 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。

③ 上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除きます）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

（２） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②において定義されます）に対象株式を乗じた価格とします。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株あたりの価格（以下「行使価格」といいます）は金１円を下限として当社普通株式１株の時価の50％相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます）の平均値とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

（３） 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし下記（６）②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

（４） 新株予約権の行使条件

①（ⅰ）特定大量保有者、（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（ⅲ）特定大量買付者、（ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（ⅴ）上記（ⅰ）ないし（ⅳ）に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、（ⅵ）上記（ⅰ）ないし（ⅴ）記載の者の関連者（以下、（ⅰ）ないし（ⅵ）のいずれかに該当する者を総称して「特定買付者等」という）は、新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

(a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(b) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

(c) 「特定大量買付者」とは公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本（ｃ）において同じ）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本（ｃ）において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいいます。

(d) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当する

と認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます）をいいます。

② 上記①にかかわらず、下記（a）ないし（d）の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。

(a) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第８条第３項に定義されます）または当社の関連会社（同規則第８条第５項に定義されます）

(b) 当社を支配する意図がなく上記①（a）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記①（a）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記①（a）の特定大量保有者に該当しなくなった者

(c) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記（a）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます）

(d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役

会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります）

③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、（ⅰ）所定の手続きの履行もしくは（ⅱ）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む）の充足、または（ⅲ）その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、（ⅰ）自らが米国1933年証券法ルール501（a）に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ（ⅱ）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記（ⅰ）および（ⅱ）を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しよう

としているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

⑥ 新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

（５） 新株予約権の譲渡制限

① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（４）③および④の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除きます）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定します。

(a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記（b）ないし（d）に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む）が提出されているか否か

(b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か

(c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か

(d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

（６） 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもっ

て、すべての新株予約権を無償で取得することができます。

② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。

（７） 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

（８） 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

（９） 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成25年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

埼玉県飯能市仲町11番21号
ホテル・ヘリテイジ飯能sta.　６階　ヘリテイジホール
電話（042）－975－1313

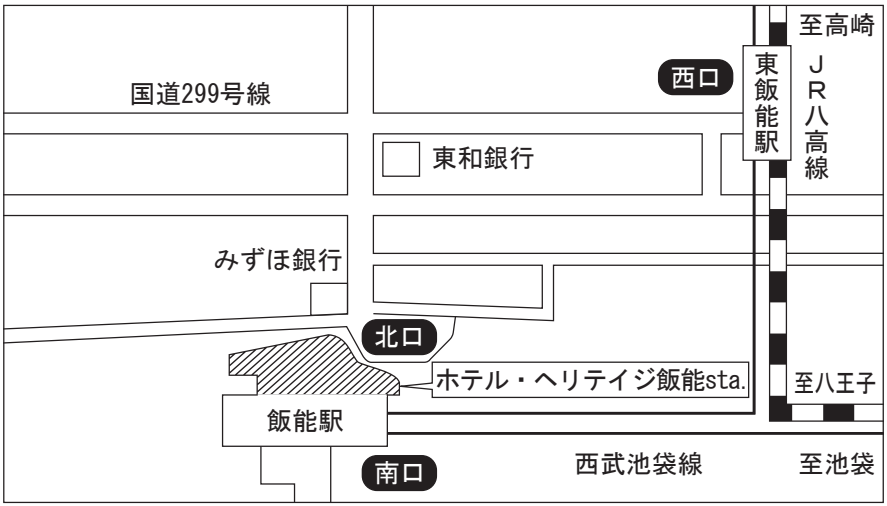

西武池袋線　飯能駅（北口）下車　徒歩１分
西武池袋線　東飯能駅（西口）下車　徒歩10分
ＪＲ八高線　東飯能駅（西口）下車　徒歩10分

「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当日は節電の取り組みの一環といたしまして、会場内の空調の温度を高めにして開催させていただきます。つきましては、当社の役員および従業員がノーネクタイの「COOL BIZ」スタイルにてご対応させていただく予定ですので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますよう、お願い申しあげます。